

第4回神奈川県営水道懇話会
議事録

日時：平成27年11月19日（木）15：00～17：00
場所：神奈川県横浜合同庁舎 2階会議室

会議次第

- ・開会
- ・企業庁長挨拶
- ・【議題1】平成26年度決算及び事業実績について
- ・【議題2】最近の課題について
- ・【議題3】その他
- ・閉会

出席者 別紙出席者名簿のとおり

【開会】

○経営課長より会議の進行と配付資料について説明があった。

【企業庁長挨拶】

この懇話会については、昨年11月に立ち上げ、折々に我々の活動を報告させていただいて、各方からいろんな意見を頂きたいという懇話会になっている。1年経過するが、前は5月下旬に開催ということで予算を中心にお話をさせていただいた。今回は26年度の決算ということで、決算の結果、県議会の決算特別委員会の方も先日終わったところであり、その辺りの状況も含め、お話をさせていただきたいと思っている。あわせて、最近の課題ということで、最近の水道に関する関心がだんだん高まってきて、色々な観点でテーマが挙がっている。新聞等にも取り上げられている。そういった中で、我々も取り組まなければいけないものを整理し、ご報告させていただいて、ご意見いただければと思っている。

それから最後になるが、お客様の意識調査について、実は来年度やらせていただきたいと思っている。これは本来であれば定期的には実施しなければいけないことだが、ここのところ少し間が空いていた。事業そのものは来年度になるが、色々なご意見をいただければと思っている。

先程もお話したように、最近水道の危機になっているといったような取り上げ方が多くみられる。現実のところ我々の経営状況については、26年度の

収入は例年になく落ちている。安穩としていられる状況ではなく、先生方に来ていただいて、苦勞しながらあるべき県営水道を目指していきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

【会議の公開の可否について】

- 会議については、公開するものとした。
- 水道産業新聞社から取材がある旨が報告された。

【議題1 平成26年度決算及び事業実績について】

(委員)

2ページ目で家事用などの水道料金が3億3千万円減少したと書いてあるが、4ページ目を見ると、家事用の水道料金収入が前年対比99.7%、金額で9千9百万円の減、業務用が98.6%で2億3千万円の減なので、どちらかという、家事用というより業務用の方の減りが増えている様に見えるが。

(事務局)

税を含めた比較で約3億3千3百万円の前年比マイナスだ。今委員がご覧いただいていたページだと、家事用が約1億円のマイナスに比べ、業務用の方では2億3千万円のマイナスということである。金額的には業務用のマイナスの方が大きく、特にその中でも工業用と言っているが、工場関係のものが1億円のマイナスといった状況になっている。

(委員)

減の内訳として2ページに「家事用などの」と書いてあるが、家事用が1億円で業務用の方が2億円ということで、言葉の言い回しによるということではないか。

(事務局)

そのとおり。

(事務局)

調定額が全体としては家事用が多いものの、減を見ると工業用が確かに大きいという様なことはあると思う。

(委員)

前回も企業庁からお話をお伺いし、先程も議会で説明されたということだが、26年度決算が今頃出てくるということは、民間の感覚からすると少し違和感がある。もう少し早めに出した方が良い。それは少し何とかしていただけないかなと思う。それから民間では、四半期だとか、別で決算をやっているから企業庁権限で、重点的にさせていただくということをした方が良いのかなという気はする。正しく予算設定したものが正しく決算されるということよりも、より戦略的な決算、予算執行をされた方が良いという風を感じた。

また、今軽減税率の話をやられているが、水の話は一般県民のところまで来ない。消費税は水にもかかっているし、エネルギーにもかかっているが、食料品と水を比べた場合に、明らかに水の方の軽減税率が必要だということは最終的にはみなさんが判断される。消費税は家事用ではなくす方向で考えていただきたい。もしそれがだめであれば、水道インフラはこれから本当に重要な問題になってくるので、水に関する消費税については、水道インフラでの特定財源みたいなことを考えていただきたい。長い歴史の中で水道、企業庁がそういうことを考えたということを経済に歴史に残していただければと思う。

(事務局)

決算の状況だが、実際は地方公営企業法で決算を打ってから2か月以内に報告するという事になっている。実際のところ4月の末から5月の中旬には決算額は出ている。しかしこれは法で決まっておき、公開するのはあくまでも県議会の決算特別委員会の承認を受けた後ということになっている。なかなか議会を通さずに公表するというのは不可能だ。

上半期、下半期での公表だが、これについては「県財政のあらまし」という冊子が出ている。

軽減税率の話があつたが、これは水道事業者の方で決めるものではないので、うちの方から、例えば水道を軽減税率の中でお願いしますというのはなかなか言いにくいと考えている。

特定財源という話があつたが、例えば大規模事業者であれば、収益が上がるので、利益をそのまま水道に回すということも可能かと思うが、中小の水道事業者においては、なかなか利益が出ないということがある。必ず利益が出て水道の更新につなげるということはなかなか難しい。そういった関係で国から補助をもらっているという現状なので、そういうものを特定財源化するということもなかなか難しい。

(委員)

非常に法律で縛られていると感じた。なるべく法律に縛られないように、県民感覚というところを目指していただけると県民としては嬉しい。

(委員)

やはり会計基準の変更ということで、移行期である今年度は影響が過去の分まで一気に吐き出される部分なので、来年度以降、その健全な経営を確保し続けていけるかというところが肝になってくるという印象を受けた。

説明の中で2点ほど少し気になった点がある。以前お話いただいたところかもしれないが、資料5ページの家事用と業務用の給水戸数の減少と、1戸あたりの使用量の表が気にかかる。これは過去の実績になるので、今後この推移がどの様に動いていくのかということは非常に気になるところだ。これから来年度に向けてのアンケート調査など、そういったニーズだとか、業者側の意見なども踏まえて、より利用していただけるように考えていく必要があるだろうという印象を受けた。26年度に1戸1か月使用水量の落ちている理由で、給水戸数の減少とあわせて、工場の海外の移転と地下水利用へ移行しているということが大きな理由であるご説明いただいたが、25年度と26年度での比較だと、1戸1か月の使用水量が大幅に減少している。もしもう少し詳細に分析をされていたら、その理由を教えてください。と言うのも22年度以降の給水戸数の減少は、大方同じくらいの幅で減少しているが、1戸1か月の使用水量とさほど連動していない。企業の規模の違いが出ていると推測するが、もしその辺少し詳細にご説明いただければと思う。

もう1点、8ページのキャッシュフローに絡めての話だが、キャッシュフロー計算書も業務活動でプラスのキャッシュを確保してこれを財務活動に回しているという体質からすると、健全なキャッシュの流れが確保されていると思う。しかしやはりその後でご説明いただいた、主要施策の中で老朽管の対策や、管の取替えなど様々な更新でお金がかかってくると今後も予想されるので、ここはどう推移していくのかということは重要な部分であると思う。裏返すと、業務活動でいかにキャッシュフローを確保していくかが重要なポイントになると感じた。

(事務局)

キャッシュフローのことだが、確かにご指摘いただいたように水道料金がなかなか伸び悩み、今後ハード整備でそれなりの量が出てくる中で、当然厳しい状況になる。キャッシュフローとは違うが、13ページの経営計画における財政収支で一番下に資金収支があり、繰越資金ということで内部留保とハ

ード整備にあてた後の残った資金があるが、26年決算では179億円ある。しかしハード整備が増え、毎年約20億円減っていくという中で、30年度末には60億円台まで減少するという見通しになっている。ただ起債はフラットでしており、起債をおさえる中でやっていると、64億円というのが大体収入の1割ぐらいになる。それがこの支払の資金としても必要なある程度の目安ということで、やはり今後の31年度以降の展開というのは、その辺を見据えてというところが課題である。

(事務局)

工業用の戸数は工場の閉鎖ということで減少している一方、1戸あたりの影響ということだが、3千の対象のお客様の中で、主に大口の100内外のお客様に個別に使用の状況などの聞き取りを例年している。こういう中では、地下水の利用を進めるお客様が着実に増えており、またその使用の水量も、私どもが把握している限り年間400万t以上と現況を把握している。従って、例えば東日本大震災時の計画停電などによって、製造業などに大きな影響があった23年などが大変大きかったところだが、今回も恐らくそうしたマクロ経済的に消費増税などの個人消費の落ち込みの状況と相まって、やはり事業所としても節水の取組みを行っている。実際この落ち込みの分は、地下水の使用をされているので上水道をお使いになっていないというところが如実に反映されていると考える。

(事務局)

議会の中では、水道料金収入の減の理由や地下水のことについて、企業庁として地下水を規制するような検討をすべきではないかというような話もある。正直に言って、直接我々が水道料金を確保するために地下水を規制することは、なかなか言いにくいところがあると思っている。ただ地盤沈下で今規制がかかっているが、公共財という意味合いも注目されており、直接水道料金の減収だからというよりも、もう少し広い意味で我々自身も考えていかなければいけないとは思っている。事業者としてどの様なスタンスで行くべきなのかということは難しいところである。

(委員)

今指摘があったように、水道経営という視点も当然重要だが、地下水が誰のものか、全体としての流域の水収支の保全という観点からも、土地所有権の絶対的権限ということは無制限に認めるというのは許されるのかと思う。保全条例と言う形で県条例で一定程度検討が必要だろう。あとは供給義務と

の関係がある。申し出があった場合に、拒否が出来ないということが基本としてあるが、今回の地下水の場合にはバックアップ目的で、必要性というよりは自己の利益確保のために水道をバックアップとして使うというのが主である。いわば一般の水道水の利用のように、もう他に代替性がなくて、水道に生活を頼らざるを得ないといったような一般利用者の関係と比べると、非常に利害的な関係の中で、水道水の利用を考えている。それが結果として他の水使用者の料金負担に跳ね返ることになり、これはどう見ても不本意で、そうしたもので果たして給水義務が及ぶのかというところが疑問に思うところである。その辺のところを行政指導的に、事業者の側からそうした観点から、お願いではなく企業の社会的責任として強く説得する必要があると思う。責任ある水利用につとめることが必要である。

併せて先程申し上げた流域保全管理の観点から、そうした意味での地下水保全というものを少し高い見地から、公共財として考えることが重要だろう。ただその時に水収支が十分解明できているかどうか。自己の利益を優先させたような地下水議論としたものが、放っておくと県民全体の共通利益を損なう恐れ、いわゆる公共の福祉に反するという事を証明するうえで、その裏付けとなる根拠となるものをどうそろえるのかというものもあるかと思う。

(事務局)

所管が環境農政局で環境的なところでしかやっていない。そこまで議論が進んでいないというのが現状である。今お話しいただいたように所管の方に我々も言わなければならないのかなと思う。

(委員)

あとは料金体系で言うと契約料金制みたいな動きもあり、こちらからメリットを提示して、囲い込んでいくというようなことも可能性としてはあると思う。これはどちらかと言うと王道ではないような気はするが、なかなか悩ましい問題である。

(事務局)

神戸市水道局が地下水利用者から固定費を回収するという取組みを行っている。そういうことも少し研究しなければいけない。

(委員)

その点も確かに重要な観点である。ただそれも、料金体系としては特定のものを狙い撃ちする形では出来ない。どういう風にその料金体系設計をする

かという時に、それで十分補足出来るかということになる。そこは少し難しい問題もあるが、検討する余地はあると思う。

以前横浜市水道局が損益分岐分析をした。地下水利用のためには初期投資が必要になるが、料金の支払額がどのくらいになるとそれ以降は地下水利用の方がペイするのか、それはどのくらいの水準なのか、具体的な事業体ごとの料金体系に基づいて、何m³以上だとそういう風なことが起きやすいのか、一定程度そのシミュレーションをしたことがある。県水の場合も現状の中でどういう水量ぐらいまで達するのか、それ以降の多量使用者の場合その可能性が高まるのか、料金体系の設定に際しては、その影響などに関する把握・分析も必要だ。

(委員)

今までずっと節水型を推した料金体系できている。普通の経済感覚だったら、たくさん使ったところは安くなるが、どんどん高くなる。地下水が掘った者勝ちということになっていたら、どんどんそちらの方へ移行してしまうので、何か考えなければいけない。大きなところだと思う。

あと家事用の世帯数によってどういう風に違うのかという分析をできればやっておいた方が良さそうな気がする。1人あたりの個別の世帯だとどういう風なのか、あるいはそれが高齢化した1人住まいの家と若者とどう違うのか、そういう実態調査を少し見ておいた方がよろしいような気がする。昔私がやった時にはわりと大勢いる世帯ではそれなりの水の使い方をしている。ところが1人世帯になると、使う世帯は相当使うが、使わない世帯だと何にも使わない。もちろんコンビニでお弁当を買ってきたりしていたら少量しか使わない。朝シャンが流行った時は結構増えたが、今はもうそういうムードもない。一体どうなっているのか、特に家事用については少し分析しておくとうよろしいのではないかと思う。

(委員)

会計のところだが、今度の新会計基準の中で減損会計というかたちで、減損を行った。今後ダウンサイジングして行って固定資産を圧縮していくだろう。それに見合う形で、自己資本金を減して資本の中で取り扱うことが可能ということがあったと思うが、少しその辺の将来見通し、どういう風なことが1つの可能性としてあるのか、どう考えているのか。

それから、起債の発行水準とともにダウンサイジングによって施設総体をどういう風に今後していくのか。その見合いの関係でいわゆる再投資資金を何によって措置するのかという時に、料金の場合には、資産維持費の計上、

資産維持率はどのくらいのパーセンテージをとるかということなどが出てくると思う。これは固定的にはではなく、再投資計画とともに収益的収支と資金収支全体の状況を把握したうえで、料金によって再投資資金として確保すべき資金量を考えていく必要がある。その際には応じた資産維持率をどのように計上していくのかということと関係してくるがこの辺はどうなのか。

(事務局)

まず水道の場合、今回減損しているのが、主に休止配水池といういわば活用していない資産が減損の対象になっている。今回ではほぼやっちゃっているが、今後減損させることによって、休止配水池を売却する場合は、今までは簿価が高かったので場合によっては売却損が出るが、今簿価を下げているので、売却する環境は結構整ってはきている。基本的には売っていくところだが、山の上にあったり、構築物が入っていたりして、少し難しい部分もある。今後も環境が整えば売っていくといったようなインセンティブにはなっていくという風に考えている。

もう1点の起債の残高の推移だが、今借入金残高は減らしているところで、ここには企業債だけ書いてある。しかし水道会計以外に公営企業資金等運用事業会計というものがあり、資金を運用している会計がある。その企業庁の中の他会計からの借り入れも今後割合を増やす。それによって利回りが、今軽減利回りになっており、財政融資の公的資金の利率の半分の利率で貸し付けを行っているというのがある。支払うのも資金会計なので、会計はもちろん独立採算なので別だが、基本的には企業庁の中で、資金を上手く活用するという取組みを今後していくというような部分がある。ただ、そういった取組みをした上でも、今後ハード整備が増えてくると、やはり資金残高が減ってくる。現在は減価償却費で生み出される内部留保よりも、ハード整備の方が少し多いという状況なので、やはりその資金の確保が、今後の課題でありなかなか難しい問題である。

(委員)

結論からすると、資本的収支の支出の方の財源確保を、どのような組み合わせによってやっていくのかがテーマになってくるのかと思う。その中で今色々企業庁内の資金融通という工夫をされているということで、結構だと思うが、いわゆる利益剰余金の処分としての投入額といったようなことを考えた時に、料金との兼ね合いはどうしても避けがたい。基本的な資金額という部分もやっぱり必要だという気がする。特に中長期で考えた時である。そういう点である程度その積立をどうしていくのかということも含め、財務構造

全体に関する基本方針を中期で立てていくことの必要性が出てくるのではないかと思う。

(事務局)

今委員がおっしゃられたように、今アセットマネジメントの取組みも出ているが、資産がどのくらいあって、その中で本当に更新しなければいけないのはどれか、まずそこを見極めなければいけない。料金自体、昔だと400億円台に近づくとは思っていなかった。最高額も600億円近くだった。

あとはどういう借入をするかである。今までだと例えば70億円借りるとしたら、企業債を50億円、庁内の他会計からの長期借入の割合が20億円だったが、26年度については長期借入を60億円にして、企業債を10億円にということたちで資金の適正化もさせてもらっている。ただ、今委員がおっしゃるように、いつまでそれができるかというのは非常に不安だ。その中で最終的には料金改定でお願いすることになるのだろうが、おそらく今までの料金改定みたいに赤字になったからお願いしますというのはなかなか言いにくい。ただこのままだと、戻入益の利益があり、現金の伴わない利益が毎年20億円ずつ入ってくる。だから来年辺りは40億円ぐらいになってしまうが、そのうち現金になるのは20億円だけだ。それを利益処分するという形になるのだが、その額で果たしていつまで行けるのかという話になる。見た感じだと、かなり利益を上げているという感じだが、実際現場で回る利益は半分だという話をせざるを得ない。その中で、やはり今後何年間でいくらの設備投資をするから、料金改定お願いしますというようなことを作らなければという風に思っている。それをどういう風に説明していくのか、難しいところである。

(委員)

その辺りは工夫をお願いしたい。私なんかが見ていると、本当にかつかつには見えない。

(委員)

13ページだが、26年度計画だと、収益的収支というのはあまり会計基準の変更を受けないと思うが、収入と支出が逆転している。27年度以降は正常だが、健全経営の水道事業がこういう計画を組んだ理由を教えてくださいなのが1点。先程お話があった不要資産で、除却損が増えたということだが、今後水道インフラで資産をどんどん取り替えていくと、減価償却はどんどん増えていくが、減価償却でものすごく損益が変わってきてしまう。その辺の考えはいかがか。

(事務局)

まず、26年の計画と決算の差で、会計制度の見直しは両方とも入っている
ので、同じベースでの比較になる。やはり水道料金収入が、計画を立てた時
よりも非常に落ち込んでしまっている。収入ベースで見ると、その部分で
計画に届かないというのが一番大きな要因である。収益的支出の件だが、計
画は予算ベースで、右側が決算で、入札等による不用額が毎年必ず出てくる。
入札で価格競争になり、こういった不用額の部分が支出の減である。それか
ら書いてないが、退職給付引当金が26年度から義務化され、それに備えて25
年度に前倒しで少し積んだ。26年度に本来計画していたものを25年度に前倒
しで支出することによって、26年度の支出をおさえたというこういった取組
みをした結果として、支出も大きく下がっているという状況である。

もう1点減価償却費の方だが、確かに今後建設改良の額が増えてくる。減
価償却費も、数年遅れにはなってくるが、やはり今後増えてくる。先程の話
に戻るが、31年度以降の収支等にはそういった減価償却費の増も影響もして
くる。ただ、減価償却費等によって、内部留保資金もその分積み上がってお
り、それは3条に対しては非常に支出で影響が出る。しかし一方で、内部留
保資金をそれによってどう活用していくのかが31年度以降の課題ということ
になるかと思う。

(事務局)

今の減価償却だが、主に管の取替えによって増える。今まで管は管種口径
別だけで管理をしていたが、27年度からそれを年度別に管理していく方法に
変えた。そうすると正しい減価償却費が出るので、そういうやり方をさせて
いただいている。減価償却費自体は当然資産が増えれば増える。国の方にも
長期のスパンで償却できる長寿命管というものもあり、減価償却の期間を長
くすることも考えていくのではないかと思っている。

【議題2 最近の課題について】

(委員)

配水管から水道メーターまでというのは、住民からの連絡や漏水などして
いなくても企業庁というのは把握しているのか。

(事務局)

調査をして初めて分かる。

(委員)

調査というのは何か。

(事務局)

9割はお客様の通報で漏水修理をやっているが、県営水道では、4年で全域を回れるように、道路上からお客様の宅地内のメーターのところまで漏水の調査を実施している。地上に出ていない部分については、その調査によって発見している。

(委員)

ということは配水管からメーターのところまで把握することは出来ないということか。

(事務局)

自然に起きているかどうかということか。

(委員)

例えば配水管から100出ているはずだというのに、99になったというのは分からないということか。

(事務局)

トータルとしては、浄水場から送り出している水は把握出来ているし、お客様が使った水も各家庭にある水道メーターによって水量は把握出来ている。その差によって、その間のどこかで漏水しているという量の把握は出来ているが、どこで漏水しているということまでは個別に調査をしてみないと分からない。

(委員)

それは経路をたどってということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

鉛管についてだが、今の家でも使われているのか。古い家か。

(委員)

古い家だ。

(委員)

何年ぐらい前の家か。

(事務局)

県営水道自体が昭和57年まで使用していた。

(委員)

鉛管を使っているということは、見ればどこか分かるのか。

(事務局)

基本的に水道管は土の中に入っているのだから、見ても分からない。県営水道に各ご家庭の台帳があるので、そういったところで確認が出来る。

(事務局)

営業所に電話して、お客様番号という番号があるので、その番号を言うと、台帳を開けるのでそれで分かる。

(事務局)

平成18年から21年にかけて鉛管を使っている全てのご家庭にポスティングをしている。それが届いていないということは、鉛管が使われていないということになる。

(委員)

21ページについてだ。理由が2つあげられているが、費用をかけてまでやりたくない、タイルを壊してまで宅地内の取替え工事をしたくないとお客様が言われることも一部あると思う。しかしそうではなくて、多分費用をかけてまでやりたくないのではなく、出来ないのではないかと思ったが、その辺は取り違えていないか。

(事務局)

所有区分というのがあり、宅内だと実際お客様の財産になる。

(委員)

県民の感覚からすれば、自分の財産だとあんまり認識はないと思う。水道メーターのことも自分も懇話会に入って初めて知った。その辺の理解が少し県民と違うという考えにはならないか。

(事務局)

鉛管の取替え工事の時には、この際ですから一緒に取り替えたらどうかという勧誘は結構やった。しかし、委員がおっしゃるように出来ないというのは費用がかかりすぎてお金がない、そういう方もいることはいる。ただ、同時にやって距離が短ければそんなに高いお金ではないが、それでもやはりお金を払うことに対して抵抗がある。それと、やはり見栄えの良いようにタイル等で舗装してあるのに、そこを壊せば、その場所の色が変わったり、継ぎが出来たりするので、それは次に建て替える時にやるから今はやらなくていいという意見が多い。逆に地方の農家だと庭が土なので、じゃあやりましょうという風になるが、都市部はやはりなかなか難しい問題だ。

(委員)

県民の気持ちとしてはやりたい。そこのところはなんとか工夫をしていただけるとありがたい。

(事務局)

この新聞でもご覧いただけるように、やはり鉛管の多くは私有地にあつて、これは水道事業者が管理していない。住民がやらないといけない。こうしたことを扱った新聞記事を読むと、自分のところでやらなければいけないと分かり、鉛管が自分のところにあるのかと心配される。それを水道事業者としてどこまでどういうスタンスでやるのかということについて今回ご意見いただければと思った。事業者によっては、あくまでも所有者がやるが、その際は補助をするから替えてほしいという水道事業者もいる。

(委員)

今おっしゃられたように、色々な広報活動をやられていると思うが、もう少し重点を置いて頂けると県民としてはありがたい。

(事務局)

一般の方はやはりそれなりに工事費がかかる。仮に私どもが補助したとしてもわざわざやるのかという話になる。先程水質の話もあったが、水質は大

丈夫だと我々は検証しているが、ただそうはいっても鉛製だと言った時に非常に心配になる。あと財源の問題もあるが、少なくとも知らないという人も多いと思うので、そこはしっかり伝えていかなければいけないとは思っている。

(委員)

1km水道管を掘り起こすのに1億円、それが例えば何十cmになったとしてざっと計算できる。そうするとそれだけでもうギブアップしてしまう。

(事務局)

今1km1億円というと本管の大きいものだが、配水管から宅内にひいているのは20mmなどすごく小さいもの。今言ったように、平成18年からアナウンスはしている。ただ私有財産なので、取り替えるかどうかはあくまでもお客様次第。その中で今補助金制度のお話もあったが、やはり替えるかはお客様の判断になる。

(委員)

そのところだが、今おっしゃられたようにお客様だからと投げないでほしい。

(事務局)

それは、あくまでも私有財産をうちの方で勝手には出来ない。

(委員)

そのところの感覚は民間とパブリックの違い。

(事務局)

考え方としては、お客様から頂いた水道料金を鉛管が使われている特定のお客様につき込むということになると、それはそれで料金負担の考え方を整理しておかなければいけない。その辺の一定の整理をしたうえで対応する必要がある。

(委員)

その辺の整理とPRをしてほしい。下手するとパニックになる。

(事務局)

我々も18年度からポスティングをただけではなく、この工事をする際に先程少しご説明した宅地内の1mのところ、付け替えるご了承を頂く、その際にもう一回直接お客様に声をおかけしてこういう工事をやりますという説明はさせていただいている。それでもつけないでいいという意見を頂いている中で、こうした課題が残ったというのが現状だ。単純にポスティングするだけではなく、必ず工事の際には声をおかけしたが、そこでもまたそういうお答えがあった。その状況の積み重ねで今こういう風に宅地内に残ったという状況になっている。

(委員)

水道メーターまできちっと新しいパイプになれば、漏水率も減っていく。できるだけ早い時期にこの鉛管がなくなるということも大事だし、水道メーターまではしっかりとやるということが水道事業体にとっても大事だと思う。この公と私が、官民境界で分かれているということがそもそも問題だった。でもこれはずっと水道界の問題で、その辺は色々これから工夫していかなければいけない。蛇口の水も水道局の方が保証しなければいけないにもかかわらず、分岐した後、民地の中で何かひどいことが起きて、その結果として、蛇口の水が出ないとこれはどっちの責任なのかという風になる。これは水道局の責任になってしまうので、その辺もちょっといかなものかという思いもあり、色々まだまだ問題がある。やはり蛇口までちゃんと届けることが水道の原点になるので、その辺のところをこれから工夫していかなければいけない。

(委員)

水道料金のことだが、1か月前ぐらいにテレビを見ていたら、静岡と北海道で通常料金を上げると言っていた。理由は、人口減少と工事費用の高騰だった。神奈川県では、企業努力でどのくらいまでそれがやっていけるのか聞きたい。

(事務局)

現在の財政収支計画である平成30年度までの段階では色々努力しながら、今の料金水準でやっていく。そこから先はまた改めて検討していかなければいけない。

(委員)

その時に急に料金を上げないでほしい。

(事務局)

大幅な値上げがあるのではないかと予想する記事が多い。

(事務局)

今間違いなく色々な事業体が値上げを検討している。老朽管、耐震管の問題を解消していくためにはどうしても費用がかかる。

(委員)

トップが長期的展望を持って、しっかりしたトップであれば値上げになる。ところが目先しか考えないようなトップになると値下げをしてしまう。私はそれは自殺行為だと思う。色々な新聞で書かせてもらっているが、今だったらまだ何とかなるから値下げ出来てしまうと、全国では結構なところが値下げしてしまっている。それがわたしは大きな誤りだと思う。町長でも市長でもトップが4年だとすると、その間は目をつぶっていれば値下げ出来てしまう。それがいけない。値下げは絶対なしだし、値上げも先を見据えて少しずつ、という風に検討いただければと思う。

(委員)

9ページのところで、本来エリア区分だったものを配水系統ごとに組み替えた。よく言われるブロック化との関係はどうなのか。系統をラインで考えていくというのは合理的だが、一方で給水ブロック化を図りながら、全体としての保全性を高めていくということもあると思うので、それとの兼ね合いはどうなのか。

(事務局)

目指すところはブロック化にしていきたい。今まで実は漏水は漏水、お客様の使用水量はお客様の使用水量で、配水量自体はこういう風に配水量メーターで系統で管理をしていたが、有収水量をそういう風に管理していなかった。まずは有収水量を配水系統ごとにしなから、トータルでブロック化をする。そして重み付けをする。県営水道は配水池が非常に多く、全てにメーターが付いているという状況ではないが、そうした中でもブロック化をしていけるように取組みを進めている。

(事務局)

県営水道は配水系統が連なっているのので、いわゆる配水ブロック化はなかなか難しい。

(事務局)

配水池が136もあるので、それを配水池ごとに正確に測ればブロック化に近づく。一時ブロック化をやったが、弊害があって結局ブロック化を解消してしまった。やはり1つの中で、区切ってしまうと停滞水の問題などがある。配水池の中だったら出来るだろうということで取り組んでいく。

(委員)

水ビジネス、非常に現実に即した整理をされており、私は支持したいと思っている。特にその中で、あくまでもこうした公民連携モデルによって、中小事業体と民間事業者を支援していくということで、県という立場からしても、最もふさわしいと思う。その中でやはり単にコスト削減や新たな収入確保ではなく、そうしたサポートという側面でのスタンスをお持ちになっているということは大変納得できる。

その時にやはり民間企業をそうした意味で、ノウハウを習得させて育成していく。あとは出す側が丸投げにならない形で、しっかりと責任を負える体制をとってほしい。その中でやはり一番肝になることはモニタリングをどうしていくのかだ。これは現状では色々試行錯誤して各事業体やられているが、必ずしもこういう風にしたらいという決定的な標準化やモデルというのが出来ていると私には思えない。そういう点で、ぜひこれをここだけの話ではなく、全国に共通して通用するようなモデル事業としての意味合いを進めていただきたい。そういう意味で、特に中小事業体にとっても適用可能な形でのモニタリングモデルを、今後事業を通じてぜひお示しいただければと思う。

(事務局)

委員がおっしゃったように、モニタリングが一番大きな課題。そのモニタリングの手法をしっかりと確立して、最終的な目的はセミナー等で中小事業体のみなさんに示していきたい。

(委員)

特に5年という短期間の包括委託なので、ぜひデータをしっかりとってほしい。全国である意味での先駆けになるのではないかなと思う。ここでもしもそれなりの経営が出来るのであれば、途上国でもできる可能性が見えて

くる。あるいは日本全体の中小の、結構厳しい状態の水道事業においても、可能性が見えてくる。ぜひよろしくお願ひしたい。私もずっと注目している。

(委員)

都市ガスの場合、水道の漏水率に対する漏えい率という様なものはない。ガス漏れは事故に直結するので緊急対応する。そのため、漏れを低減するといったキャンペーンはない。ただ、水道管の漏水に起因したサンドブラスト現象でガス管の破損等が起きることもあるため、漏水率の低減は、同じ「穴」で仕事をしている事業者としてお願ひしたいところである。

先程の財産区分についてだが、建物内の白ガス管はお客さまの財産のため、お客さまに費用をお支払いいただき、取替え促進を行ってきた。お客さまとしても建屋は大丈夫なのに、何でガス管を取替えなければダメなのか、そもそもうちのものなのかという話になったりしたこともある。が、例えば、神奈川県施設だと県立高校においては、取替え費用を予算化してもらい、プロジェクトとして更新を進めてきた。当社だけではなく、全国のガス会社でもそういう取組みをしているところだと思う。おそらく、ガスは漏れていると危険という認識がお客さまにもあるためだが、先程の鉛管の例では、安全、安心だと言われれば、それではお金を出してまでと、お客さまが思ってしまうのも分からないではない気がする。

【議題3 その他】

(委員)

実際にユーザーの方に調査するというので、せつかく調査するのだから、やはり現状の利用量が減っているという状況で、どういうところでやるのか、世帯の構成によってどう違うのかということが、こういう機会では把握できると非常に有益かなと思う。具体的な質問はまだ見させていただいてないが、この質問でつかみきれぬのか疑問だ。日ごろ使っていると思っているのか、値段の水準的にいくらぐらいならもっと使おうと思うのか、使っていない理由は何かなど、質問内容を工夫していただきたい。

(委員)

せつかくこうした調査をされるので、できれば継続実施された方が良く思う。PDCAをもって、広い意味で直接利用者の評価を聞くということで、評価結果をうけて次の事業の改善に活かしていく項目なり、そうした意味での評価をできるような内容なものにした方が良く。それにはやはり一度やっ

てしばらくやらない、そして思い出したようにまたやるというよりは出来れば毎年やったほうが良い。毎年やって、その項目がどういう形に受けとめてもらっているかなど、改善効果を検証できるようにする必要がある。満足度は非常に包括的であいまいなものなので、何によって満足が構成されるのかという内訳をもっと明確にした方が良いと思う。そうしたのも経年的にとることによって、利用者自身への受け止め方が分かるようにつながるので、そういう顔の見える関係を目指すことが必要だと思う。

(委員)

例えば5年に1回大々的な調査を行い、その間は継続的に、例えば県営水道フレンズも作られたことだし、そういう人たちに意見を聞いてみる。そのフィードバックをかけた継続的なアンケートはすごく大事だと思う。私もアンケート調査は昔やったことがあるが、県民の方にアンケートを答えてもらった時に意識を変えていくことが究極の目的になる。ただ単に意識とかそういう状況を聞くだけではなく、それを繰り返すことによって、なんとなくそういう風な気持ちになってくる。究極のアンケート調査、例えば化粧品のアンケートに答えた時には、それを買おうという様な意識になっている。それを継続的にやることによって、水道の運営にも役立つし、県民の皆さんにも意識が伝わる。それが大事だ。

(事務局)

これからアンケートの調査のあり方や項目について、ぜひお伺いし、ご意見を頂きたいと思う。

(委員)

非常に苦勞されて調査をされると思うが、この調査の結果の定性情報は意義がかなりあると思う。先生がおっしゃったようにPDCA、継続性は当然だが、定性情報をもう少し掘り下げて追跡調査ということも少しサンプル的にやられたらいかかなと思う。

【その他】

- 事務局より第1回専門部会の開催結果の報告があった。
- 次回会議は5月から6月に開催することになった。
- 次回の議題は「平成28年度予算及び事業計画」と「今後の水道施設整備について」とした。

第4回神奈川県営水道懇話会出席者名簿

神奈川県営水道懇話会委員

- こいずみ あきら 小泉 明 会長（首都大学東京 都市環境学部 特任教授）
- おおた ただし 太田 正 副会長（作新学院大学 経営学部 教授）
- いしかわ かずこ 石川 和子 委員（あやせくらしの会）
- いとう しんじ 伊藤 伸治 委員
（東京ガス株式会社 神奈川支社横浜支店 副支店長）
- うなばら ひろゆき 海原 弘之 委員（公募委員）
- たかはし しょうこ 高橋 晶子 委員
（新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー 公認会計士）

企業庁職員

- 北村 明 企業庁長
- 菅野 隆 企業局長
- 小嶋 幹彦 財務部長
- 長谷山 信一 水道部長
- 矢島 茂行 財務課長
- 山田 修 経営課長
- 宮林 正也 計画課長
- 池田 雅夫 水道施設課長
- 柳川 哲也 浄水課長
- その他関係職員